

## 献呈の辞

栄沢幸二教授、小田中聰樹教授、仲井斌教授は、本年三月をもって定年によりご退職されることとなりました。専修大学法学会は、この三名の先生方の専修大学ご在職中の研究と教育に対するご尽力に感謝し、ここに「専修法学論集第96号」を三名の先生のご退職を記念する号として編集し、献呈するものであります。

栄沢、小田中、仲井の三先生方は、共に一九三五年（昭和十年）に生を受けられ、太平洋戦争の時代に自我を確立する中で幼少期を、そして第二次世界大戦の敗戦国としてのわが国、日本はもち論のこと、世界全体が激動する中で青年期を過ごされ、その後も決して平坦とは言えない時代を体験し、文字どおり生き抜いて来られたのであります。先生方の体験そのものが貴重であることに思いをいたし、これまでに真摯に人生と取り組んでこられたお姿に対し、ここにひとまず賞賛の意を表する次第です。

栄沢幸二先生は、富山県にお生まれになり、東京教育大学卒業後、法政大学大学院、東京教育大学大学院でご研究の道に入られ、その後信州大学で教鞭をとり、一九八五年（昭和六〇年）四月に専修大学教授に就任され、以来二一年の長きに渡って専修大学で研究・教育にご尽力戴いたの

であります。先生のご研究は、大正デモクラシー期およびファシズム期の日本思想史的研究であり、この領域で多大なる業績を残されました。教育の面では、学部・大学院において、日本政治思想史、日本政治史のご担当としてご尽力戴き、また政治学部門を担当する教員の中心メンバーとしてカリキュラムの開発、教員の充実などで長年の間ご努力戴いたのであります。

小田中聰樹先生は、岩手県のご出身で、東京大学経済学部をご卒業後、一旦、全国販売農業協同組合連合会にご勤務になられ、再び東京大学法学部に学士入学、大学院修士課程を修了されました。修士課程在学中の一九六二年（昭和三七年）に司法試験に合格され、修士課程修了後の一九六四年（昭和三九年）に司法修習生となられ、一九六六年（昭和四一年）修習を終えられました。しかし、先生は、法曹の道ではなく学究の道を選択され、東京都立大学、東北大学の専任教員をお勤めになり、一九九九年（平成十一年）四月より専修大学法学部教授に就任されました。先生は、専修大学就任前に既に功なり名を遂げた学者の一人であり、専修大学で過ごされました期間は七年間という決して長い期間ではありませんでしたが、法学研究所所長をお勤めいただくなど要職をお願いすることになりました。先生のご専攻は、刑事訴訟法であり、学部・大学院でのご担当でもあったのでありますが、先生は、その研究・教育を行なってきた期間を通じて、刑事訴訟手続上のデュープロセスをいかに確保すべきかを主題としつつも、さらにより普遍的価値として自由、人権をいかに守るべきかについて広くかつ深い論陣を張ってこられ、この道の第一人者と称せられる一人であることは多言を要しないところです。

仲井斌先生は、東京都にお生れになり、早稲田大学文学部・経済学部の二つの学部をご卒業後、一九六八年（昭和四三年）西ドイツに留学され、一九七五年（昭和五〇年）「ドイツ社会民主党研究」によりボン大学より博士号（PhD）を取得されております。先生のドイツ滞在は二五年に及びますが、既にドイツ滞在時から日本の各誌にドイツを中心とするヨーロッパ社会についての考察を旺盛に発表されてきており、門外漢の私も『西ドイツの社会民主主義』（岩波新書・一九七九年）には大きな刺激を受けたものでした。先生は、一九九三年（平成五年）ご帰国になり、成蹊大学文学部教授となれましたが、一九九九年（平成十一年）四月、専修大学法学部教授にご就任戴くこととなりましたのであります。本学では、国際政治史をご担当戴いたのであります。先生の、一見平易な語り口で、複雑で難解な問題を明快に斬って見せて説得する「術」は卓抜したものがあり、読者あるいは聴講者は大いに心動かされるところがあるのではないかと思われまふ。そのことは、先生が専修大学で過ごされた七年間という決して長くはない時間に、この「専修法学論集」を初め専修大学内における学術誌に寄せられた七本の論文に十分に示されているものと考えております。また、おりしも本年四月には法学部に政治学科が発足することになりましたが、これも先生の開設に向けての熱意・熱弁に負うところ大きいものがあります。

この度、三名の先生方のご経歴・ご業績の一端に改めて触れさせていただきましたところ、ここに、私なりにではあります。先生方が共通して有していたであろう問題意識・課題を見出し、先生方が共通の「同時代」と正面から向き合ってこられたことを強く感じさせられたと

ころです。それは「民主主義」ということであります。「民主主義」を問うというのは、つまるところ、社会においてどのようなようにして個々の人間を尊重するかを問うということであろうかと思いますが、このテーマについて三名の先生方は、ご研究の直接のテーマ、あるいはご研究の底流にあるものと捉えられていたと言えるのではないのでしょうか。そしてこのご研究を土台にして、大学での教育活動そして社会に向けての意思の表明、その他の社会活動を行なってこられたのだと思います。

先生方は、まだまだお元気でご研究の力は未だ健在であり、それぞれの持ち場において社会活動をお続けになられるものと存じます。ただ定年という制度により、一応専修大学での生活に区切りを付けられるのであります。先生方の専修大学に残された遺産を受け継ぎ、我々も努力を重ねることをお約束し、本論集の献呈の辞とさせていただきます。

二〇〇六年二月吉日

専修大学法学部長

木 幡 文 徳